警備員教育教本 施設警備業務編

「刑法」の一部が改正され、令和7年6月1日から施行されましたので、 次のように該当箇所を訂正してご使用ください。

※頁・行は、「令和6年8月5日/新訂10版発行」のものです。

頁	行	旧	新
176	13	······2 年以下の 懲役 又は 20 万円以下の罰	2 年以下の拘禁刑又は 20 万円以下の
		金に処する。	罰金に処する。
224	下8	······2 年以下の 懲役 又は 100 万円以下の	2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下
		罰金に処せられる。	の罰金に処せられる。
228	下 5	無期又は7年以上の 懲役 に処す。ま	無期又は7年以上の拘禁刑に処す。
		た、	また、
	下3	死刑又は無期 懲役 に処する。	死刑又は無期拘禁刑に処する。
229	1	以下の 懲役 に処す。ただし、	以下の拘禁刑に処す。ただし、
	4	1 年以上 10 年以下の 懲役 に処する。	1 年以上 10 年以下の拘禁刑に処する。
	12	3年以上の有期 懲役 に処する。	3年以上の有期 <mark>拘禁刑</mark> に処する。
	15	3年以上の有期 懲役 に処する。	3年以上の有期拘禁刑に処する。
	下 12	·····7 年以上の 懲役 に処する。	7年以上の拘禁刑に処する。
	下 10	·····1 年以上 10 年以下の 懲役 に処する。	1 年以上 10 年以下の拘禁刑に処する。
	下8	3 年以上の 懲役 に処する。	3年以上の拘禁刑に処する。
	下6	······3 年以上の有期 懲役 に、銃砲刀剣類又	3年以上の有期拘禁刑に、銃砲刀剣類
		は	又は
	下4	2 年以上の有期 懲役 に処する。	2年以上の有期拘禁刑に処する。
230	1	3 年以下の 禁錮 又は 20 万円以下の罰	3年以下の拘禁刑又は20万円以下の
		金に処する。	罰金に処する。

※ 令和7年4月1日より価格改定をいたしました。

【定価】(本体価格 2,000円+税) 【定価】(本体価格 2,200円+税)